

地 基 総 第 9 号  
平成 23 年 2 月 3 日

各支部長 殿

地方公務員災害補償基金理事長

支部経費の費目について

標記については、現在、「支部経費の執行状況の報告について」（昭和 46 年 3 月 29 日地基総第 47 号別紙）により費目の区分を示しているところですが、各費目の振り分けについては、別紙により取り扱い願います。例示されているもの以外の支出内容につきましては、適宜処理願います。

現行と費目及び備品の範囲が変更となる支部におかれましては、平成 23 年 4 月 1 日以降の支出分から別紙に従い振り分け願います。

なお、次期業務総合処理システム稼働後は委託費が追加され、燃料費が削除されることとなりますのでご了承ください。

別 紙

区 分	内 容 (例)
審査会委員・参与手当	基金支部審査会委員及び参与に対する手当、支部審査会委員謝金
時間外勤務手当	基金支部職員に対する時間外勤務手当
賃 金	基金支部で任命されている非常勤職員に支払われる賃金
報 償 費	弁護士報酬、医師意見書作成料
審査会委員・参与旅費	基金支部審査会委員及び参与に対する旅費
職 員 旅 費	基金支部職員に対する旅費
消 耗 品 費	追録代、書籍・文房具等消耗品の購入代
委 託 費	速記、文書廃棄、文書保管、清掃、レセプト審査委託代
食 糧 費	会議等に係る飲食代
印 刷 製 本 費	冊子印刷、コピープリント代
光 熱 水 費	電気代、空調代、水道代
修 繕 料	修理代
通 信 運 搬 費	ガソリン代、電話代、宅配代、切手代、タクシーデ（後払い契約を締結している場合は賃借料）
賃 借 料	会議室、OA機器の賃借に要する経費
備 品 費	備品の購入代（備品は、「形状及び性質を変えることなく、比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもの。」） ※なお、本部では、一品の取得価格又は取得見積価格が 30,000 円以上のもの（償却資産及び図書を除く。）を備品として管理している。）
諸 費	文書料、社会保険料事業主負担分、雇用保険料本人負担分、弁護士旅費・日当、振込手数料